

## 災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と、社団法人和歌山県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害による家屋の倒壊等により居住が困難となった被災者（以下「被災者」という。）への賃貸住宅の媒介に関し、次のとおり協定を締結する。

### （甲の要請）

第1条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、被災者への賃貸住宅の媒介について協力を要請することができるものとする。

- 2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請を行い、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

### （乙の業務）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定に基づく要請があったときは、乙の会員及び他府県の宅地建物取引業者（以下「会員等」という。）に対し、賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

- 2 乙は、会員等の媒介事務が円滑に行われるよう必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、隨時、会員等に対し、この協定についての理解と協力を求めるなど、災害時においてこの協定による業務が円滑に行われるよう努めるものとする。

### （資料の交換）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとし、変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

- (1) 和歌山県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員名簿

(連絡責任者)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県土整備部都市住宅局公共建築課長とし、乙においては専務理事とする。

(協定の期間)

第5条 この協定の期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する日の1か月前までに特段の意思表示が無い場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年11月18日

甲 和歌山県知事

木村 良樹 

乙 和歌山市太田143-3

社団法人和歌山県宅地建物取引業協会

会長

一色武彦

